

## 生類憐み政策下における放鷹制度の変容過程

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

---

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

1

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

14

(発行年 / Year)

2000-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002865>

# 生類憐み政策下における放鷹制度の変容過程

根崎 光 男

はじめに

生類憐みの令は、五代將軍徳川綱吉の治政下で発令された生類保護に関する幕府法令の総称である。その発令時期をめぐっては異説があるものの、貞享期（一六八四—一八八）頃から具体化され、宝永六年（一七〇九）の綱吉の死去まで、この幕府法令が拡充され、実効性をもって機能したことはほぼ了解されているとみていいだろう。

一方、家康以降の歴代將軍は、古代以来の歴史のなかで権力者の象徴として位置づいてきた鷹狩りを行い、そのための制度を整備した。將軍は鷹狩りを行わなくなっていた天皇に「鷹の鶴」を進上し、また公家の鷹遣いを禁じ、鷹狩りを武家の特権として位置づけた。大名との関係では鷹や「鷹の鳥」を下賜し、一方恩賜の鷹で捕った獲物を將軍に献上させるなどの儀礼があった。鷹狩りの場となる鷹場についても同様で、有力大名は関東や畿内近国に鷹場を下賜され、そこでの鷹狩りによる獲物も献上しなければならなかった。鷹をめぐる支配・儀礼関係は天皇や大名はもちろん、民衆にいたるまで包み込み、幕府の放鷹制度が維持されていた。

ところで、鷹狩りは殺生を前提とする狩猟の一つである。生類憐みの令の発令と同時に放鷹制度が廃止されたかといえば、そうではなかった。その結果、生類の保護を義務つけた幕府が殺生を前提とする放鷹制度を維持するという二律相反する問題を抱え込むことになったのである。

生類憐みの令は綱吉政権が掲げた「仁政」という政策基調の延長線上に位置づけられる政策だが、幕府成立当初から構築されてきた放鷹制度も「仁政」の枠内で展開させる必要があった。それにしても、放鷹制度

は前述したように幕藩体制の仕組みに広く浸透して構築されており、これを改変することはこの社会のもとでの国家儀礼や主従関係にも多大な影響を与えたことが想定される。

従来、生類憐みの令と放鷹制度との関係については、生類憐みの令の発令によつて放鷹制度は廃止されたとする見解が一般的であったが、近年の研究成果では生類憐みの令のもとで放鷹制度が漸次縮減されていき、それが廃止されるまでには長い年月を要したことが明らかにされている<sup>(1)</sup>。そして、綱吉政権はそれまでの政権が鷹関係によつてつくりあげた全国支配の体制を生類憐みの志によつて一層強固なものにしようとしたという問題提起も行われている<sup>(2)</sup>。

そこで、本稿では生類憐み政策下の放鷹制度の変容過程を明らかにしつつ、鷹役人の動向や生類保護の特質、そして「御留場」概念の成立などの問題を、享保期の幕府放鷹制度復活を視野に入れながら考えていくことにしたい。

## 一 元禄期放鷹制度の変容

綱吉は將軍就任時にその政策基調として仁政方針を打ち出し、將軍在任中に鷹狩りを一度たりとも奉行することはなかった。これに伴って、凶作時に農村が疲弊するようになると、一時的に鷹匠の鷹遣いを止めることもあった。それは鷹匠の在りでの鷹遣いが農民の足・諸役負担を前提に成り立っていたからである。しかし、幕府は將軍の鷹の訓練などにあたる鷹匠の鷹遣いを全面的に停止したわけではなかった。

一方、天和期には同一（一六八二）年三月二日、同年二月五日

の二回にわたって鷹方役人の削減を断行し、また在地に居住した公儀鳥見付属の鳥見同心（郷鳥見）も御役御免となり、さらに同二年九月には鴻巣の鷹部屋、同三年八月には八王子の鷹部屋も廃止された。こうした状況は貞享期に入っても変わらず、同三年（一六八六）一〇月五日には手鷹師・鳥見が大量に小普請入となり、このなかに伊豆三島の鳥屋飼をつとめた阿部宗義も含まれ、その結果三島の鷹部屋は廃止されたとみられる。また同年一二月には武蔵川越に居住した公儀鳥見の鈴木重国が江戸への引越しを命ぜられている。削減・廃止されたのは鷹方役人や鷹部屋ばかりでなく、天和期以降、武家儀礼としての大名などへの諸鳥下賜・饗膳儀礼も著しく停止されていく方向にあり、將軍鷹狩り時の奉仕者への褒美下賜儀礼もその鷹狩りが行われなくなったことで姿を消した。

貞享期以降、幕府法令としてのいわゆる生類憐みの令が発令されるに  
およんで、放鷹制度はこれに連動してさらに縮小されていった。しかし、元禄期に入っても鷹方役人は存在し、また鷹師の鷹遣い及び村落への鷹場規制も依然として行われており、さらに縮小されたとはいえ鷹儀礼も執行されていた。

そこで、元禄期以降の放鷹制度の推移について確認しておきたい。幕府の放鷹制度が將軍家の鷹狩りを起点として成り立つものである以上、鷹の確保は重大な問題である。しかし、生類憐みの令が強化されていくなかで、元禄元年（一六八八）六月二日に鷹坊（鷹部屋）で飼育されていた黄鷹・鶴三掬が武蔵国人間・高麗兩郡の山中に、また翌月二一日にも川越山中に黄鷹・鶴二〇掬が放たれた。この頃、幕府の鷹坊にどれくらい鷹が飼育されていたかは定かでないが、保有鷹数の著しい減少は放鷹制度の維持に大きな打撃を与えた。そして同六年九月二日には鷹坊の鷹がすべて新島に放たれたのである。これは二日前の幕府の鷹遣いの停止方針に沿った措置であったとみられる。

また幕府は九月一〇日鷹匠町を小川町に、同月二日に餌指職を廃止したことで、餌指町を富坂町に改めた。このなかで、尾張・紀伊・水戸・甲府・前田・井伊の各家は幕府から下賜されていた恩賜鷹場を返上し、また鷹部屋を廃して鷹を放ち、幕府の鷹遣い停止に追隨する動きを

みせた。こうして幕府の鷹がすべて放たれ、鷹師らの鷹遣いもまた一切停止されたことで、幕府の放鷹制度が全廃されたかにみえる。

確かに、元禄四年の武鑑で確認できる鷹師頭の小栗長右衛門正直・清水権之助吉春、鶴頭の小野吉兵衛次隆のうち、鷹師頭を継いだ小栗正直の子正等は同六年七月二日に小普請入となり、小野次隆は同四年二月八日に死去、そのあとを継いだ子の次頭も同六年三月二九日に死去、このため次隆の二男次興が次頭の養子となり家を継いだ。同六年七月二日に小栗正等と同じく小普請入となっている。また鷹師頭であった間宮左衛門敦信は貞享二年一二月に罪を得て閉門、翌三年五月の赦免ののち、同八月勤めを許されて小普請入となったが、間宮組に属した鷹匠同心二〇人は役目を継続していた模様で、元禄六年の鷹遣いの停止によつてはじめて武蔵国橋樹郡北加瀬村の給地五〇〇石を召し上げられ、そのあと蔵米三七俵二人扶持を給されている。

しかし、天和二年三月二日に鷹師頭から大番に転じた加藤伊織則久は元禄五年一二月一四日鷹師頭に復帰し、同六年九月の鷹遣い停止後も鷹師頭の地位にあった。この加藤が鷹師頭を辞し、小普請入となるのは同九年一〇月一四日のことである。つまり、それまで加藤のもとには手鷹匠・鷹匠同心がおり、同六年九月に廃止されたとされる餌指役を付属させていた可能性もある。

幕府の餌指職は関東のほかに京都にもいたが、その京都の町餌指三四人は同七年五月、鷹遣いが停止されているにもかかわらず、餌指役が存在するのは道理的に合わないという理由で、町鷹師になるよう申し付けられたものの、かれらに殺生停止が命じられるのは同一六年九月であり、その際も「餌さし三拾四人え申渡、証文申付候」と表現されており、餌指役にとどまっていた。同六年九月に廃止された餌指は御家人身分の餌指であったと思われる。一方、幕府の生類憐みの令に敏感に反応した会津藩では、同七年五月二六日に「只今生類憐みにて殺生御禁制之事故、餌指大勢無役二罷在候間、式人宛御附被下度由御用人共申出、依而者月番へ計、向後餌指式人御附被成之旨被仰出之」という措置を講じており、餌指から無役となった者を月番の御用人にのみ二人ずつ付属

させることを決定している。

また鳥見は元禄六年九月の鷹遣い停止後も鷹場支配にあたっており、これが廃止されるのは同九年一〇月七日であった。この日の申渡しに「御鳥見役林勘右衛門・若林平三郎・幸田孫介・岡田甚右衛門・海野三右衛門、右御役御免、山本藤右衛門・佐原十左衛門支配二被仰付、只今迄ノ御鳥見場御用、御代官へ渡申筈」とあり、鳥見役の林ら五名は鷹師から生類方（寄合番支配）となっていた山本・佐原両名の指揮下に属し、寄合番として生類方御用にあたることになり、それまでの鳥見の職務は代官の管轄へと移行していった。同日、鳥見組頭についても「御用無之二付小普請二入、幡野一郎兵衛・松下安兵衛」とあり、小普請入となつたことがわかる。しかし、宝永元年・同三年・同七年・正徳三年の武鑑には鳥見組頭として松下安兵衛・幸田孫介・若林平三郎らの名が登載されており、一時は御役御免となつたが、まもなくこの役職に復帰した可能性も残されている。

しかし全体としてみれば、鷹方役人の削減及び廃止の方向性は明らかで、それらを所管した若年寄の職務分掌の変更をも余儀なくさせた。これまで若年寄のさまざまな職務は月番体制によつて担われてきたが、元禄一一年二月一四日には秋元但馬守喬朝（喬知）が奥向御用・普請方、加藤越中守明英が生類方・腰物方・舞楽並びに猿楽、米倉丹後守昌尹が納戸方・細工方・普請方、本多伯耆守正永が馬方・数寄屋方・中野犬小屋の専管担当へと改正された。その結果、それまでみられた鷹方支配の職分が消滅し、新たに生類方の職分が登場することになった。以後の若年寄の任免のなかでも職務分掌はそれぞれの職分の専管体制により維持されたが、正徳元年（一七一）一二月二三日には再び月番体制に戻つた。このなかで、宝永六年（一七〇九）正月の將軍綱吉の死去までは生類方（寄合番）の活動が確認できるが、江戸市中などから集められ飼われていた鶯や鳥が生類憐みの令の解除によつて放たれ、また後述するようにかれらが管理した小石川放鶴場などの鶴も放たれているので、これによつて生類方（寄合番）は解体したものと想われる。

なお、幕府の鷹儀礼のうち、諸鳥の下賜儀礼は元禄期に入つても一部

継続されていたが、御三家への鷹馬の下賜が同五年をもつて姿を消し、残るは禁裏・本院・仙洞などへの新鴻・鷹の鶴・初鶴などの献上のみとなつた。そして「幕府日記」の宝永二年九月二日条に「禁裏・仙洞江鶴御進献之、但当年々御鷹之鶴止ル」とあり、慶長期以来継続されてきた朝廷への鷹の鶴の献上がこの段階で停止された。もちろん、以後も鷹の鶴とは別の新鴻・初鶴の献上は継続されたが、鷹狩りの獲物としての鷹の鶴の献上がなくなつたことは放鷹制度の存続のうえからは大きな後退を意味した。但し、国土領有をめぐる天皇・將軍間の礼の秩序として位置づけられてきた新鴻・初鶴の献上が以後も継続されたことは、生類憐みの令の施行期間中であつても、これが朝幕関係のうえで抜き差しならないものであつたことを示している。

このように、生類憐みの令発令後、放鷹制度はいくつかの画期のなかで削減・縮小を繰り返し、そのなかで元禄六年九月の幕府の鷹遣いの停止は決定的な意味をもち、幕府のみならず、諸藩にも大きな影響を与えたのである。しかし、それでもなお放鷹制度は残存し、同九年一〇月まで鷹匠・鳥見は廃止されず、禁裏などへの鷹の鶴の献上も宝永三年九月にその停止が決定するまで継続された。この時期、幕府の放鷹制度は全廃されたとするのはこれまでの半ば通説であり、確かに鷹を放して鷹部屋を廃し、鷹方役人もほぼ役替えとなり、さらに朝廷への鷹の鶴の献上も停止されたが、鳥見組頭や餌指役は存在していた可能性もあり、全廃とするにはなお検討の余地があるように思われる。

幕府の鷹遣い停止後、鳥見から役替えとなつた寄合番の者たちは「御留場」（元留場）で生類保護や糞払いを担い、また朝廷には鷹の鶴の献上を止めたがなお初鶴や新鴻の進献を継続し、停止されることはなかった。歴史的に、天皇への自然界からの恵みの献上は大地領有の承認儀礼の意味合いをもつものであつたから、この献上物から鷹の鶴が消滅したとはいえず、古来からの国土領有をめぐる礼秩序の伝統は残っていたといえるだろう。つまり、この時期の放鷹制度は生類憐みの令の影響により鷹遣いの廃止にまで突き進み、一般民衆にも「御鷹の事を御止め」を印象づけることになつた。このことで、鷹儀礼や鷹支配による国制上の秩

序は影を潜め、それにかわつて綱吉政権は仁心教化としての生類憐みの志を全土に求めたのである。

## 二 鷹・鳥の巢払いと放鳥

生類憐みの令の発令以降、鷹場村々に対する規制の一つに鷹や鳥の巢払いがある。そもそも鷹や鳥は鷹狩りの獲物となる諸鳥の生息に支障をきたし、また人間生活を脅かす存在であり、駆除の対象となることがあった。生類憐みの令施行期に生類全般が保護されるなかで鷹や鳥も増え、鷹場管理や人間生活のうえからもその存在が障害となつてきた。

そこで幕府では、貞享五年（一六八八）二月二三日に鷹や鳥の巢掛けの見回りと巢の取り払いを江戸周辺の幕領村々に命じた。この時は「従公儀急度被 仰渡にてハ無之候えとも」との表現になつているが、この巢払いは幕領内の武家屋敷や寺社にまで及んだ。

同様の幕令は元禄三年三月一六日にも出されており、この時は「遅見付、玉子なとうみ候を、巢をはやふり、玉子損候えハ、如何に可有之候間、随分無油断見廻り」とあり、卵を産み落としたあとでの巢払いでは生類憐みの令に抵触する恐れがあるため、卵を産み落とす前に処置するよう細心の注意を促している。なお、この幕令は「御代官所中え可相触之旨、御勘定奉行衆より被 仰渡候」とあり、幕領に限定されていた。

元禄四年一二月の幕令には「江戸近辺五里程之内知行有之面々、其所二鷹・鳥巢掛候ハ、玉子無之内、早々取せ可申候、自然玉子并子在之候ハ、其儘可指置事」とあつて、この巢払いは幕領・私領を問わず、「江戸近辺五里程」という地域的限定のなかで収斂していったことがわかる。これにはまた「御老中被仰渡候間、得其意、江戸近辺地方有之面々、堅可申付者也」とあり、鷹・鳥の巢払いに対する幕府の強い決意が示されていた。

しかし、この鷹・鳥の巢払いを江戸周辺五里以内の地域に徹底させるには、錯綜知行形態下の支配領主ではその権限や支配領域からいっても限界があつた。そこで、幕府はこの時まだ残存していた鷹方役人らの広域的巡回機能を利用して巢払い改めを担わせることにし、その管轄体制

を強化していった。同八年二月に作成されたとみられる「若年寄より内証二而渡候書付」<sup>35</sup>には次のようにある。

覚

山本藤右衛門

佐原十左衛門 江

一 巢払之儀、鳥見より兩人江届可申候事

一 御鳥見役所之分ハ御鳥見相改候以後、兩人江届可申候事

一 加藤伊織同心共、兩人受差図、巢払相勤候事

加藤伊織 江

御手前組同心共、山本藤右衛門・佐原十左衛門受差図、巢払之儀相勤させ可被申候

御鳥見 江

巢払之儀、自分役所之分者相改候以後、山本藤右衛門・佐原十左衛門江届可申候、外より申来候分ハ早速右兩人江可相違候

この史料は若年寄が巢払いをめぐる生類方・鷹師頭・鳥見の三者間の指揮系統をそれぞれに内密に命じたものである。山本藤右衛門・佐原十左衛門は元鷹匠で生類方となり、加藤伊織はこの時一人だけ残っていた鷹師頭であつた。鷹師頭加藤伊織に属する鷹師同心は生類方（寄合番支配）の指揮により勤仕し、鳥見はそれぞれの管轄地域の巢払い改めを担当し、生類方に報告することになつた。この結果、巢払いの業務は生類方の統率によつて鷹師同心・鳥見を従属する形で達成された。この組織体制によつて、巢払いは同年二月二三日に江戸廻りばかりでなく、江戸町でも行われたが、江戸愛宕山境内のみは巢払いが禁じられた。

そして元禄九年一〇月に鷹師頭・鷹師・鳥見の職務が廃止されると、鷹師・鳥見らの一部は寄合番となり、巢払いなどの職務に励むようになった。さて、この寄合番という組織はどのようなものであつたかといえ、同六年九月の鷹遣いの停止以後、それまで鷹師を務めた者の一部が編入された職制で、その後も鷹師・鳥見を務めた者の一部がこれに編入されていった。寄合番には二つの系統があり、その一つはこの時期造成された大久保・四谷・中野の犬小屋預りとなり、もう一方は小日向台町

の應部屋御用屋敷に付属し、巢払いなどの業務にあたった。いずれも、鷹師・鳥見出身の者から構成され、後者の責任者が生類方の山本藤右衛門と佐原十左衛門とであった。このように、巢払いの組織体制が整備されると、その実施方法も明確になっていった。次の史料は同年一〇月一七日に触れられた覚書である。

覚

正月 四月 五月 九月 十二月  
 右五ヶ月ハ移しの様子有之間、山本藤右衛門・佐原十左衛門方江  
 日限可被聞合候

- 一 二月 朔日 八日 十七日 廿日 廿四日
  - 一 三月 三日 八日 十七日 廿日 廿四日
  - 一 六月 八日 十七日 廿日 廿四日
  - 一 七月 七日 八日 十三日 十四日 十五日 十六日  
 十七日 廿日 廿四日
  - 一 八月 朔日 八日 十七日 廿日 廿四日
  - 一 十月 八日 十七日 廿日 廿四日
  - 一 十一月 同断
- 右之日限りハ鶯・鷹移シ不仕候、以上  
 子十月十七日

これは鶯・鳥の巢払い月とその禁止月日を明示したものである。巢払い禁止日のうち、八日・十七日・廿日・廿四日は初代から四代までの歴代將軍の忌日であり、その精進日となっていたため巢払いが禁止されていた。そして巢払いは生類方山本・佐原兩名の管理のもとで執行されていたことがわかる。

それでは、この巢払いはその対象地域とどのようにかわつたのであろうか。次の史料は元禄一〇年二月に武蔵国小川新田が作成した巢払い触に対する郷中連判状である。

覚

最前相触候通、寺社・侍屋鋪鶯・鳥巢を掛候者弥無油断早速取払、巢を不掛棧二可仕候、若見落候巢有之、玉子かえり候者巢写候而

山本藤右衛門・佐原十左衛門方へ可遣候、手前二而巢写候義難成候者、其段右両人方迄可申越候、両人方と支配之者遣シ為写可申候事

一 江戸廻元御留場之内ニ鶯・鳥巢を掛候者、其所之百姓と寄合致番支配天野九郎兵衛・幸田孫助・今藤与兵衛・海野三右衛門・岡田甚右衛門方え注進可仕候、右五人之者共も相廻し吟味候間左様二可被心得候、以上

丑二月

如斯御書付出候二付写遣し候間被得其意、面々御代官所江戸拾里四方分計可被相触候、其外者無用二而候、此廻状留り之方と対馬守方へ可被返候、以上

二月十五日

- 諸星 伝左衛門  
 井戸 対馬守  
 荻原 近江守  
 稻生 下野守  
 松平 美濃守

設案 勘左衛門殿

右之通御廻状相廻候間弥念入、右御書付之通二候者早々注進可仕候、若致油断御書付之趣相背候ハ、子細僉議之上急度可申付候、已上

二月廿

設 勘左衛門 判

右御書付之趣大小百姓寄合拜見仕候、少も無油断相守可申候、已上  
 元禄十年丑ノ二月廿五日 小川新田

組頭 八郎右衛門<sup>㊦</sup>  
 (以下、略)

これによると、寺社及び武家屋敷における鶯・鳥の巢払いは生類方の山本・佐原に、そして「江戸廻元御留場」は天野ら五名によつて行われ、その管轄は大きく二分されていた。天野ら五名はいずれも鳥見役から役替えした寄合番であり、生類方の指揮下にあった。巢払い触は勘定奉行・勘定吟味役から幕府代官を経由して村落に触れられ、村々は請書

の提出を義務づけられていた。ところで、この触は江戸町のほか、「江戸廻元御留場」にも触れられたわけであるが、その範囲は「江戸拾里四方」であった。この「江戸拾里四方」という地域概念は、追放刑の御構地としての類型を除けば、巢払い触にはじめて登場するものであり、鷹狩りを行わない生類保護区としての「御留場」概念の成立と軌を一にしていた。享保期以降、「江戸拾里四方」は鉄砲令施行の地域概念の一つとしても用いられるようになる。

さて、この巢払い触を「江戸拾里四方」の諸地域に徹底させるにあたり、支配領主は各町村から請書を提出させていたが、元禄一四年二月に関東郡代伊奈半左衛門忠順が金杉・高輪・品川・川崎の各町用元に宛てた巢払い触では「証文之儀ハ用本方江村々々一領切ニ取集、用元方ハ可差出候」とあり、村々から提出された請書は用元が領単位で取り集め、提出することになっていた。当時、江戸周辺の支配領主はそれまで鳥見役が担ってきた殺生取締りを引き継いでおり、「御留場」の諸鳥殺生関連の取締りも領を単位に行っていたことが知られる。

また幕府は江戸周辺の特定地域に鶴の放し飼いの場を設定し、その監視を周辺村落に義務づけていた。村々は番人を付け、その生息状況を生類方及び寄合番に報告する義務を負った。そうした地域の一つとして武蔵国越谷領大間野村があり、ここには元禄九年に放たれ、以後越谷領・幸手領村々が番人を付け見守ってきた。しかし、その相手が鳥であるだけにどこへ飛んでいくかもわからず、二領村々だけでは鶴番人足の負担に支障をきたしはじめた。そこで翌一〇年二月一四日、武蔵国八条領用元の源右衛門・七郎兵衛が提出した「丹頂鶴居つき注進請書」には「此度被仰付候ハ、御鶴之居付候所之者番付七日間二前々之通於江戸二御寄合御番衆中椽迄御注進仕候筈ニ、佐原十左衛門椽・山本藤右衛門椽ハ被仰越候趣、拙者共二被仰渡奉畏候、自今以後ハ当三分御鶴居付候村ハ番人附置、早速用本名主方へ申通、一領ハ人足二而跡々之通廻りニ相勤、其所ハ注進仕候筈ニ申通へく候」とあって、八条領村々も鶴の番人足を勤めることになり、それらの人足徴発が領単位で行われていたことがわかる。

このような鶴の放し飼いの前提として、幕府は以前から組織的に鶴の放し飼いを小石川や早稲田の田地などで行い、その施設は放鶴場と呼ばれていた。小石川の放鶴場の運営は貞享四年二月から開始され、常時鶴番が置かれ、その人足には給金が支払われていた。次の史料は宝永四年三月のものだが、番人足給金の支出経路をよく示している。

覚

小石川田之中之鶴定番人・早稲田鶴増番人二ヶ所之御給金、前々之通御勘定所江被仰渡可被下候、以上

三月廿六日

岡田 甚右衛門

河原 喜兵衛

右之通知例年可被相渡候、加藤越中守殿御断奉如此候、但小石川鶴定番人給金只今迄五拾五両二候処、五両減当年五拾両二成候由、岡田甚右衛門断二候、為心得申遣候、以上

亥三月廿六日

荻 近江守 印

石 阿波守 印

中 出雲守 印

戸 日向守 印

清野 与右衛門殿

小石川には鶴番の番所が築かれ、その定番人たちには給金五〇両余が支払われていた。番人給金の公金からの支出は、寄合番二名から生類方支配の若年寄加藤明英に申し出、若年寄の承認を得たうえで勘定所に回され、勘定奉行荻原重秀ら四名から代官清野貞平に下命され執行されていた。このような手続きがとられているのは番人の給金が年貢から差引勘定されていたからであろうと思われる。翌五年二月一九日には生類方の佐原十左衛門・山本又十郎が「小石川田之中之鶴之場所かこひよし并番所の屋ね損申候、修復之儀前々之通御勘定所江被仰渡可被下候」という覚書を提出しており、垣根・屋根の修復など放鶴場関連施設の経費も勘定所を経由して支出されていたことがわかる。

こうして運営されてきた放鶴場の業務をめぐって、宝永五年一〇月二七日には寄合番が行ってきた放鶴場の管理に手落ちがあり、寄合番岡田

甚右衛門・桜井太郎左衛門・近藤与兵衛・河原喜兵衛の四名が追放刑に処せられている。その理由は「江戸幕府日記」によれば「閏正月廿六日夜早稲田放鷹損候由、番人請負の方より夜中為相知候之処、早速注進不仕、翌日まで不申達、佐原十左衛門・山本又十郎江も見世不申候、且又番人常々不足二候処、其段も不相便、重々不届候、依之重て追放申付者也」とあり、また巷間流布されたところでは「御飼鶴煩申候処、養育のいたし方無念仕」とあり、病鶴処置の不行届という職務怠慢によるものであった。そして翌年正月二〇日に將軍綱吉が没し、「生類憐みの令」が解除されると、小石川放鶴場などで飼われていた鶴が一斉に放たれ、その業務も終了したのである。

ところで、前述したように鷹・鳥は莫払いによつて駆除されていたわけだが、殺生が許されないこの時代にあつては生け捕りのうえ放鳥された。そのことは「江戸中ノ鷹・鳥ノ類ヲ伊豆ノ島ニ放ツ事シバシバナリ、市中ニアリテ害ヲナスモ之ヲ殺ス事ヲ得ズ、蕃殖甚シキヲ以テ也」と端的に示されている通りである。江戸市中で生け捕りされた鷹や鳥は、富坂町にあつた鳥小屋に送られ、しばらく飼育されたあと、その数がまとまると伊豆諸島などに放鳥された。「常憲院殿御実紀」元禄四年一〇月二二日条の「新島へ鷹鳥九百五十隻放たる、これにつきそひてまかる鳥医、徒目付以下の賤吏に銀をたまふ」とあるのが初見だが、第1表に示したように宝永三年一月までに鷹・鳥の放鳥は八二回におよんだ。これによれば、放鳥の地は新島・大島・神津島・利島の伊豆諸島が圧倒的に多かったが、三河国西尾・伊勢国桑名・常陸国鹿島・下総国香取・伊予国などに放たれたこともあつた。綱吉没後の宝永六年正月二〇日には生類方管理の鳥小屋に集められていた鷹・鳥などがすべて放たれ、以後放鳥とそのための一時的飼育とが停止された。

しかし、放鳥地の一つとなつた大島側の史料によれば、「元禄二年より宝永五年十二月迄二十ヶ年余御放鳥、鷹・鷹度々被遣、先年鷹一度・猫兩度被為遣、其後鵜・鷹・鷹切々被為遣候」とあり、元禄二年より宝永五年まで放鳥が行われていたという。そのため、放鳥には多大な経費を要したことが推定される。大島での実情の一端は次の史料によつて

第1表 幕府の放鳥とその地域

	大島	新島	神津島	伊勢桑名	香取及鹿島	三河西尾	利島	伊予及大島	計
元禄 4年 (1691)		1							1
元禄 5年 (1692)	1	1	3						5
元禄 6年 (1693)	5	2	1						8
元禄 7年 (1694)	4	3	1		1				9
元禄 8年 (1695)	1		2						3
元禄 9年 (1696)	2	2							4
元禄10年 (1697)	2	1							3
元禄11年 (1698)	6	1				2			9
元禄12年 (1699)	6			2	1				9
元禄13年 (1700)	5								5
元禄14年 (1701)	3			1					4
元禄15年 (1702)	5	1		1			1		8
元禄16年 (1703)	6								6
宝永元年 (1704)	3			1					4
宝永 2年 (1705)	2							1	3
宝永 3年 (1706)	1								1
計	52	12	7	5	2	2	1	1	82

(注)『徳川実紀』第六篇より作成。



知ることができる。

御用之節者御徒目附衆御一人・御鳥飼御坊主衆御兩人・御小人目附衆御兩人・御六尺四人・御船手御同心衆御兩人宛御渡海二而御座候。御雇船人足江御扶持米一日一人五合宛被下置候、御役人様方御逗留中者大島浄土宗潮音寺・禅宗金光寺兩寺二而隔番二御宿仕、同寺江相詰候島之小役人、并御申候人夫江米五合宛、名主・年寄江米壹升宛毎度被下置候、着船・出船之節差出申候引船賃者老艘ニ付錢百文宛被下置、右兩寺江茂置兩度御敷替被下置候。

ここには放鳥時の同行役人の状況や来島時の島側の対応、そしてそれへの扶持米給付が示されている。多大な出費と労力を要しながら放鳥を実施したところにも、この期の特殊事情を知ることができよう。

### 三 「御鷹場」から「御留場」へ

元禄六年九月、幕府の鷹遣いは一切停止された。しかし、前述したようにに鷹方役人は同九年一〇月まで残っており、村落に対する鳥殺生規制も行われていた。元禄九年一〇月の鳥見役廢止触は次のような内容をもっている。

覚

御鳥見向後相止候得共、只今迄之御留場前々之通鳥類殺生不仕、勿論他所のものも殺生いたさせまじく候、病鳥有之節者於其所随分念入養育可仕候、度々其支配へ不及相違候、若人々さハリ候て痛所疵付候体之鳥類有之候ハ、其ハけ委細書付其所之御代官并地頭江可申出候、かくし置脇らあらわるゝに於いてハ可為曲事候、以上

子ノ十月日

右御書出候之趣奉拜見候、鳥類殺生之儀不及申上、只今迄御鳥見衆より被仰付候御法度之趣弥堅相守、病鳥落鳥等有之候歟、又ハ人障り候ハ、痛所ハ疵付候体二相見江候鳥類有之候ハ、早速御屋敷江可申出旨被仰付奉畏候、勿論只今迄ノ通十月と三月迄御鷹番只今迄之通付置可申候、且又御放鶴番人之儀御鳥見衆江申上候

通御屋敷へ可申上候、尤他領飛行申候ハ、只今迄御領所二而相勤候通り、先々迄見届番付置其趣御注進可申上候、御鳥見衆相止候とて殺生人など見遁し聞逃シに仕間敷候、若右之趣相背候ハ、当人ハ不及申其村々名主・年寄迄何様之曲事二も可被仰付候、為後日証文差上ケ申候、仍如件

鳥見役廢止後の「御留場」では殺生が厳禁され、病鳥などがある場合はその養育が村々に義務づけられた。このため、村落には一〇月から翌年三月までの鷹番の設置義務や放鶴番の状況報告義務が課され、それが鳥見役にはなく、支配領主へ報告することになったのである。村落側からすれば、殺生の取締りや鷹番の義務を負っており、従前と何ら変わるところがなかった。

ところで、この史料では「御鷹場」の用語を見出せず、「御留場」の用語が使用されている。この「御留場」は従来の日本史関連辞典などでは享保元年（一七一六）以後、徳川吉宗が設定した一般人の狩猟及び漁労の厳禁地域と説明されている。しかし、幕府に限って言えば、綱吉政権下の鷹遣い停止令以後に出現する領域概念であり、その歴史的性格を正確に理解する必要があるように思われる。

それでは江戸周辺地域において「御留場」という表現がいつ頃から見出せるのであろうか。普見の限り、その初見は元禄七年からのようであり、同年九月、武蔵国葛飾郡八条領村々が鳥見役に提出しようとした法度請書の雛形にはそれが示されている。

指上ケ申御法度手形之事

- 一 御取飼之場へ御鷹出し節者各様、御触次第二、請取置候判形
- 二 引合、御鷹羽数可申候、御鷹仕廻御帰之後ハ誰人ニよらず鷹放申儀ハ不及申、大鳥ハ勿論小鳥迄鳥殺生一切為致申間敷候、并鳥之菓子為取申間敷候、若殺生仕候者御座候ハ、早々可申上候、殊ニ御精進日五日・八日・十七日・廿日・廿四日弥念を入可申候事

一 病鳥御座候ハ、早々取上ケ、各様御出被成候内茂餌水を同養育仕、早々御注進可仕候、落鳥見出し次第可申上候、尤見のか

## し二仕間敷候事

一 御餌差之儀ハ御触次第 御黒印改、鳥為取可申候、御触於無御座候ハ御餌差成共一切殺生為致申間敷候

附り、野番之者式人宛御指図次第指置可申候、若不審成者御座候ハ、相改可申上候、并鳥押立申間敷候

一 御留場之内ニ惣而不審成者不罷有候様ニ常々相改可申候、并むさと張弓鉄砲又ハ鳥殺生之道具を持あるき申者御座候ハ、改留置可申上候事

一 御留場之内大道ハ不及申、脇道橋迄常々念を入作り可申候、并道へ懸り申候木の枝おろし可申候事

従来ならば、この手形は「鷹場法度手形」と呼ばれていたものだが、「御鷹場」の文言は見当たらず、代わって「御留場」と表現されている。内容はそれまでの「鷹場法度手形」と基本的に変わらなず、「御精進日」の殺生には特に留意せよとある一文が付加されているのが特徴といえよう。この時期、すでに幕府の鷹遣いは停止されていたわけだが、鷹方役人が残っていたためか、鷹師の鷹遣いは停止されていたわけだが、鷹方役人が残っていたためか、鷹師の鷹遣いは停止されていたわけだが、鷹方役人を停止して、鷹狩りを行わない領域を「御鷹場」と称することの矛盾から、それまでの鷹場の性格を受け継ぎつつ、鷹狩りの場ではないという意味合いで「御留場」の用語を創出し、新たに「御留場」支配を展開したのである。

またこの手形には従来の「鷹番」の代わりに「野番」の用語を用い、鷹狩りの場としての鷹場のイメージの払拭に注意を払っている。この段階の「御留場」支配は従来の鷹場支配と変わることなく、鳥見役によって行われた。「御鷹場」から「御留場」へと移行しても、村落側からすれば鷹狩りが実施されないというだけで、その支配と負担の両面から解放されることはなかったのである。つまり、この期に創出された「御留場」は鷹狩りを目的とせず、一般民衆に殺生を厳禁し、その取締りをも義務づけた地域であった。このことは鷹場規制のもとでの殺生禁止と鷹遣い停止後の「御留場」での殺生禁止とは、基本的には同質であったこと

とを示している。

元禄九年一〇月、「御留場」支配にあたっては鳥見役が廃止されると、「御留場」は「元御留場」と称されるようになる。それ以降、その支配は鳥見から役替えした寄合番や支配領主によって行われた。しかし、この両者にはその職務管轄において明確な差異が認められる。支配領主は従来鳥見役が行った殺生取締りを担当し、寄合番は鷹・鳥の巢払いや諸地域に放ち飼いされた鶴などの保護に関する支配を担うようになった。なお、鳥見役の廃止によって「御留場」から「元御留場」へと名義を變えたことからすれば、いかに鳥見役が「御鷹場」や「御留場」の支配と一体化していたかがわかるだろう。

しかし、「元御留場」となったあとも、村落側からすれば殺生規制と役負担から解放されることはなかった。当時の江戸周辺の事情は田中休愚が「御仁慈の余り殺生の道を断し、御鷹の事を御止め、彼民間の悩ミと成し山の根の御鷹部やをも御掃き捨、屋鋪跡ハ田地と成、御鷹は放され、国家ニ害と成し鷹師・餌差の類、皆ちりりニ成行し事、御三代の間、星霜都て四拾余年、殊ニ此時程国家の賦税寛ニして国土安穩成事ハなしといへど、一得一失の習、鳥類・畜類の為に還て人間の殺害せらるゝ事夥しかりし。爾のみならず、其頃又鷹・鳥をとりて島へ流さるゝの官人ニ古しへの鷹師・餌差の類を用られ、在々へ出て害をなす事、万事むかしの癖、止事なかりし。且又鷹・鳥を船に乗せて島へつけ行、豆州より陸へ上りて帰るの官人ニ至迄、皆道中にて御用ニ誘り邪をなす事大かたならず。泊りくニしては遊女を集めて大酒し、其入用を払ふ事なく、剩へ其頃通用せぬ大錢を持来て無理ニおしつけて金をとり、色々々の邪非、筆ニ尽しかたかりし。備一得一失の世の中をわたりくらへて見るに、其頃の御制法は犬の子一ツ・雀一羽の事ニも、寝耳ニ水の入かごとく、死刑・流罪ニ逢ふて生類の為ニ心を悩し、人間常住の心もななく、民間不断、只其日を無何事過る事のミを息つく世の中たりしも、不幸ニして罪を得るハ又万人ニ一人の事なりし。又御鷹の為に人民の悩む事ハ、民間の心、さして驚程の事にはあらずといへど、此難ハ万人ニ万人なからもるゝ事なければ、いつれをか是とし、いつれをか非とせん。と

もに名君の採ル所ニあらし」と述べているように、鷹場規制下と鷹遣い停止後の生類憐み政策下の生活とはほとんど変わっていないと認識されている。これは当時の一般民衆の心理を代弁したものと見えよう。

#### 四 生類憐みの令解禁後の幕府・諸藩の動向

宝永六年正月一〇日に將軍綱吉は死去し、甲府藩から入った家宣が六代將軍となった。生類憐みの令の継続は綱吉の遺命であったが、幕府はその廃止に踏み切り、生類関連の政策では同月二〇日に生類方のもとで管理されていた燕・鳥がすべて放たれ、二月二日には小石川放鶴場の鶴もすべて放たれた。また三月二四日にはかつて鳥獵運上金を上納していた者の鳥獵を許している。そのほか、中野の犬小屋を廃止し、そのために徴収されていた江戸町民からの上納金や周辺諸村の犬の養育も廃止された。このなかで、同年四月六日には將軍が大名・旗本らに出した七か条の覚書の一つに「御鷹場御用承候者、場所見立可申候事」とあり、放鷹制度の復活を意図しはじめた。

幕府鷹場の復活までにはなお時間を要したが、生類憐みの令の解除に伴い、社会状況は一変した。まず同年四月頃には「將軍宣下御用に御所望にて、御代替始而塩鶴献上之衆」として、仙台藩伊達氏・南部藩南部氏・陸奥二本松藩丹羽氏・陸奥中村藩相馬氏・鳥取藩池田氏・岡山藩池田氏の六家に塩鶴の献上を命じ、その儀礼を復活させている。「文昭院殿御実紀」の翌七年五月三〇日条には「小普請加藤助之進某さきに間部越前守詮房をあてどころとせる訴状をしたため、馬場先門に捨置たるをもて糺察せらるゝに、その願ふところは、をのれ鳥飼事を伝へ、其薬方などにははしければ、其事奉りたきよしなり、御家人に似つかはしからぬ事なりとて、分部若狭守信政にあつけらる」とあり、幕府内部で鳥飼いの志願者まで現れている。また当時の江戸市中の様子として「頃日、大分飼鳥御座候、鳥籠屋など、御屋敷近所にも多く出来。殺生弥破れ、市買見付より小石川辺迄、毎日御堀場へ魚つり人おびたしく有之、夫に見物人差添、群集と云々」とあり、飼鳥と魚釣りとに興じる一般民衆の姿が描かれている。

これに対して、翌七年六月一八日に幕府は江戸城の堀回りと「停止之場所」での魚鳥の殺生を禁じ、また「御餌差之外」の者の江戸及びその周辺での鳥差しを停止している。とはいえ、「生類・畜類の難義を御省キ有て、天地始て開ケたるかごとく人民ほつと息をつき、俄二人の心ゆるやかにして、四民釣に春の日の永キを忘れ、網を下して秋の日の短キことを惜む。家々ニ飼鳥の員ヲ尽して棄テ、犬は打レても構ふ人なく、御鷹ノ事も御 前代の風ニ慣テ猶何事の御沙汰なく、誠國家安穩のおもひをなし」とあり、生類憐みの令解除後は前代の殺生規制から解放された安穩の日々と一般民衆には認識されたのである。

幕府の鷹遣いの停止と生類憐みの令の解禁とは、諸藩にも大きな影響を与えている。たとえば、尾張藩では元禄六年九月の幕府の鷹遣いの停止方針をうけて翌月一五日には恩賜鷹場を幕府に返上し、また同月飼育されていた鷹をすべて放ち、一月には鷹方役人の役替えや解雇を行っている。こうした状況のなかで、二月二四日には「鷹師五人、大殿様五十人組に成、仰に若鷹御数寄被成候事も可有御座候間、鷹之事不可忘由」と申し渡されている。また家臣が同八年六月三日川名辺に魚取りに出掛けると、その地の農民から「此所殿様御鷹場也」との理由で、魚取りを制止されている。同一四年四月にも御鷹役所は鷹場村々に定書を発し、鑑札所持の鳥見・餌差以外の殺生を禁じているから、鷹場規制を継続しつつ、鷹遣いを停止していたものとみえる。そして生類憐みの令が解除されると、宝永六年一月九日に新番吉田小右衛門が江戸より国元へ帰り、その用件は「何も御鷹に付而のことなり」とあり、鷹遣いの復活を進めていたことがわかる。

正徳元年（一七一二）一〇月二日には藩主吉通が東辺に出かけて鷹狩りを再開した。同四年七月には「江戸にて御鷹二連御隠しにて出来、小沢八左衛門、早川長左衛門御雇にて御用被付候」とあり、鷹の飼育も再開している。

会津藩でも元禄六年九月の幕府の鷹遣いの停止方針をうけて、同月二七日には「前々鷹打候得者差上候得共、向後ハ被百上間敷候間、御領内之諸山ニおいて鷹待候義無用ニ可仕旨被仰出之」とあり、貞享元年五

月七日に停止した幕府への巢鷹の献上とは別に、この時幕府に鷹を献上するために継続していた鷹待を中止し、翌七年三月二十四日には幕府から拝領した鷹を老中に伺いのうえすべて放し、同年五月二十六日には餌差から無役となった者を御用人の附人として貸し渡している。もちろん、この時期以降会津藩でも生類の殺生はきびしく禁じられたが、鷹役人を全廃せず、同九年九月晦日には「鳥見之者二兼而札相渡置候処、御用人申出候趣を以、今度板札二改相渡」とあり、鳥見の鑑札所持による殺生や「相定候獵師」の殺生は依然として行われていた。獵師の鳥殺生は当時食用としての生鳥の需要があったからであり、同一四年一〇月の低物価政策に基づく品物値段引下げにおいても、生雁一懸で七〇〇文から一貫文まで、生真鴨一懸四〇〇文、生小鴨一懸一八〇文、雜鴨一懸二〇〇文、生雉子・山鳥一懸三〇〇文、小鳥一〇羽で三〇〇文などと決められ、当時の食鳥習慣は依然として続いていた。

生類憐みの令解除後の宝永七年二月二十九日には、藩家中に対して小鷹飼いが行われているとしてその停止を通告しているが、これは小鷹が「外之鳥と違、不当義二候間早速相放」とあって、許可されていない家臣の小鷹所持を認めないとする身分統制としての側面を有していた。そして正徳二年一月五日には上屋敷の広間に飛び込んだ鶴の処置をめぐって藩主上覧のうえ鷹匠頭に下げ渡されているから、すでにこの時までには鷹匠頭は鷹の飼育を再開していたものとみられる。

このほか、尾張藩と同じく元禄六年一〇月一日に恩賜鷹場を幕府に返上した紀伊藩でも、同年一月に松坂の鷹部屋を廃止し、すべての鷹を放ったが、生類憐みの令の解除後の宝永七年一月には藩主吉宗が伊勢国松坂領・一志郡田丸領などで鷹狩りを行っているから、幕府の生類憐みの令施行期間中に仮に鷹狩りを中止していたとすると、その解除後鷹狩りの復活に向けた整備が急激に進んだものとみられる。また駿河田中藩下総領村々は、少なくとも正徳元年までには獵師連上として鳥の上納を命じられ、同二年九月には鶴の上納も命じられていた。このため、村々に鶴打人が廻村するので鶴が居ついている所を指図するように命じ、捕獲した鶴は江戸屋敷に移送することになっていた。

このように、幕府の生類憐みの令は諸藩にも大きな影響を与え、それぞれの放鷹制度もその姿を大きく変えたが、その縮小・削減の取り組みは一樣ではなく、鷹方役人が残っていたところもあれば、鷹場規制が継続されているところもあった。このことは放鷹権が本来的に領主権に属するものであることからすれば何ら不思議はないのだが、幕藩主従制及び幕藩間の鷹儀礼との関係でその影響を受けずにはすまなかった。

ところで、幕府の鷹関連施策が享保期を迎えるまで手つかずであったかといえそうではない。その一つに鷹の飼育の再開があげられる。正徳元年一〇月、家宣の將軍就任を賀して朝鮮通信使一行が入府した。前月一日には一行は將軍への献上物である鷹・馬を伴って大坂を発ち、同月一日には名古屋を通過している。その模様は「御鷹は戌過通る。十二つり。但一つりに二連つ、合て二十四居也。何も籠の内において不見。阿部喜左衛門附」とある。結局、さまざまな献上物の一つとして鷹は一〇居が將軍に贈られている。この鷹は幕府施設で飼育され、享保期に引き継がれていった。その経過は次のように説明されている。

一 正徳元卯年九月朝鮮人献上之大鷹十居、吹上御花畑奉行支配二而年々切飼を御塘江入置候処式居煩落申候、残八居享保元申年九月御塘出被 仰付、同十月も追々御鷹献上有之候、同年十二月本郷二丁目裏松平甲斐守中屋敷上り地江戸田五助・小栗長右衛門両組両組御鷹部屋御普請有之、同二酉年正月七日日本郷御鷹部屋江吹上を御鷹不残引移候処、同廿二日出火二付本郷御鷹部屋焼仕、同年四月駒込千駄木神原式部大輔上り屋敷一万坪之地所両組御鷹部屋并同心長屋共御普請有之候(略)

このように、正徳元年に朝鮮通信使から贈られた大鷹一〇居は、吹上の花畑奉行のもとで飼育されていた。このうち二居は病で失ったが、残る八居は享保元年以降の放鷹制度の再編のなかで諸大名からの献上鷹とともに、鷹匠頭の管轄する鷹部屋で馴養されていたのである。

#### 結びにかえて

以上のように、生類憐みの令の発令によって放鷹制度が廃止され、そ

れが享保期に復活するという理解は正確ではない。綱吉政権の「仁政」方針によって放鷹制度の縮小に手がつけられ、生類憐みの令の発令によってそれに拍車がかかったのである。その結果、確かに放鷹制度は廃止といってもよい状況にまで進捗したが、それにはながい時間がかかり、その徹底も曖昧さをのこしたままであった。そのことはまた、この社会における鷹をめぐる支配や儀礼の浸透を如実に示しているともいえる。

また幕府の生類憐み政策は諸藩に多大な影響を与えたが、その対応は一樣ではなかった。幕府が鷹遣いを停止した時点で、それに追随する藩もあれば、反応しない藩もあった。基本的に幕府とかかわる鷹儀礼は廃止しても、藩内では鷹方役人を留まらせたり、鷹場支配を継続していることもみられる。その意味で、幕府は諸藩に生類憐みの志を強制してはなかった。そのことが生類憐みの令解禁後の対応にも表れていた。

さらに將軍と天皇との関係についていえば、生類憐みの令施行期の末期に將軍から天皇への「鷹の鶴」の献上は停止されたが、新潟・初鶴の進上は継続していた。これも殺生を前提とするものであったが、大地領有をめぐる將軍・天皇間の礼秩序のうえで、初物の進上がいかに重要な儀礼であったかを示唆している。それと同時に、生類憐みの令の遵守を民衆に求めた幕府が儀礼遂行のうえで殺生を継続し、また幕府からの献上物である初鶴などを食さなければならなかったのは法秩序を超えた存在として特筆されよう。

ところで、綱吉政権は放鷹制度を含む古制を容赦なく改変したが、これを綱吉の個人的嗜好とするのは正確でなく、この期に要請されたあり方として捉えなくてはならないだろう。幕府財政の悪化、幕府組織の頹廢、幕領農村の疲弊などという社会状況のなかで、これに対応すべく登場したのが綱吉政権であった。また將軍の權威を示すことなく逝った四代將軍家綱のあとを受けて、館林藩主から將軍に就任した綱吉は、何よりも將軍權威を復活させる使命を帯びていた。將軍權威の復活には古制の徹底強化という方法でも成し遂げられたが、將軍綱吉をめぐる状況は前述したような問題を抱えて、古制を根本から問いなおす必要があった。そこで、綱吉政権は「仁政」を旗印に古制の一部を改変することで、將

軍權威の建て直しをはかった。それは儒学に精通した綱吉が唯一とりうる政権運営の方法であった。

このように、綱吉政権は放鷹制度の廃止を意図してその縮小をはかっていたのではなく、「仁政」という政策基調のもとで縮小されていったと理解しうるのである。生類憐みの志を民衆に求めたのも、その基調の一つの表れとみることができよう。

#### 〔注〕

- (1) 拙著「將軍の鷹狩り」、同成社、一九九九年。拙稿「綱吉政権初期の鷹政策」(『法政大学教養部紀要』第一〇七号特別号、一九九八年)。
- (2) 北島正元「鷹場と目黒六ヶ村」(『目黒区史』通史編、二四五―六五頁)。本間清利「御鷹場」、埼玉新聞社、一九八一年。
- (3) 大館右喜「生類憐み政策の展開」(『所沢市史研究』第三号、一九七九年)。塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークロア」、平凡社、一九八三年。
- (4) 塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークロア」、平凡社、一九八三年、一三三―一三五頁。
- (5) 拙共著「鷹場史料の読み方・調べ方」、雄山閣出版、一九八五年。
- (6) 「新訂寛政重修諸家譜」第十四、一九七頁。天野氏は近世初期から忍近郷の代官及び忍・鴻巣周辺の鳥見を勤め、その下に二〇人の鳥見同心を付属していた。当初、鳥見役所や鷹部屋は忍城内にあり、寛文三年(一六六三)年二月に鴻巣に移転していたが、忠雄の代の天和二年九月に勤めを許され、鳥見同心たちの給米も止められたという。このことによつて、鳥見役所や鷹部屋は消滅したとみられる。
- (7) 「新編武蔵風土記稿」第五卷、一五五頁、八日市宿の項。近世初期、八王子代官の一人である竹本権右衛門は御鷹役を兼ね、八日市宿にあった鷹部屋を所管していた。ここには放鳥屋二〇軒・粟鳥屋一〇軒があり、寛文一二年には鉢形から鷹部屋一〇軒も移ってきたが、天和三年八月に竹本氏が江戸に移ったため、これらの施設は廃止されたという。

- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』第十、三七九頁、阿部宗義の項。
- (9) 『竹橋余筆』、汲古書院、一九七六年、一五六頁。拙稿「近世の鷹場規制と環境保全」(『浦和市史研究』第一三号、一九九八年)。
- (10) 拙稿「綱吉政権初期の鷹政策」(『法政大学教養部紀要』第一〇七号特別号、一九九八年)。
- (11) 『徳川実紀』第六篇、一五〇八頁。
- (12) 『徳川実紀』第六篇、一七六頁。
- (13) 右に同じ。
- (14) 『徳川実紀』第六篇、一七九頁。
- (15) 橋本博編『大武鑑』第二卷、一九三五年、三九頁。
- (16) 『新訂寛政重修諸家譜』第八、三六四―三五頁。
- (17) 『新訂寛政重修諸家譜』第二十、三五五頁。
- (18) 『新訂寛政重修諸家譜』第七、二七六頁。
- (19) 『享保年中御鷹心得方其外帳 全』宮内庁書陵部蔵。なお、この史料は万延二年(一八六一)にまとめられたもので、「野守鏡」ともいわれる。
- (20) 『新訂寛政重修諸家譜』第十三、三八頁。
- (21) 塚本学「生類をめぐる政治・元禄のフォークロア」(平凡社選書80)、一九八三年、一一二―一五頁。このなかで塚本は、京都町餅指の將軍家餅指としての地位は元禄七年五月に消滅したとみている。
- (22) 『会津藩家世実紀』第4巻、吉川弘文館、一九七八年、五九三―四頁。
- (23) 『甘露叢六十一』(『古事類苑』官位部三、九五七―八頁)。
- (24) 『甘露叢六十一』(『古事類苑』官位部三、九五六頁)。
- (25) 橋本博編『大武鑑』第三・四巻、一九三五年。
- (26) 『徳川実紀』第六篇、三二〇頁。
- (27) 『徳川実紀』第七篇、二〇五頁。
- (28) 『徳川実紀』第七篇、九頁。
- (29) 『徳川実紀』第五・六篇の総検索による。
- (30) 江戸幕府日記第二編之一『宝永年録』第三巻、野上出版、一九八六年、六一頁。
- (31) 『新訂民間省要』(村上直校訂)、有隣堂、一九九六年、四二九頁。
- (32) 『武家敵制録』第三九九号(石井良助編『近世法制史料叢書』3、創文社、一五九頁)。
- (33) 『御当家令條』第四九一号(石井良助編『近世法制史料叢書』2、創文社、二四四―五頁)。
- (34) 『御当家令條』第四九六号(石井良助編『近世法制史料叢書』2、創文社、二四五―六頁)。
- (35) 『被仰出留』国立公文書館蔵。
- (36) 『徳川実紀』第六篇、一三〇頁。
- (37) 本間清利「御鷹場」、埼玉新聞社、一九八一年、六二―八頁。このなかで、本間は「越谷史料」を出典として掲げ、小日向台町にあった御鷹部屋御用屋敷の寄合番について言及している。
- (38) 『被仰出留』国立公文書館蔵。
- (39) 『小平市史料集』第二十一集、鷹場I、小平市中央図書館、一九九七年、四七―八頁。
- (40) 拙稿「鉄炮令と『江戸十里四方』」(地方史研究協議会編『都市周辺の地方史』、雄山閣出版、一九九〇年)。
- (41) 『神奈川県史』資料編6、近世(3)、二〇〇―一頁。
- (42) 『越谷市史三』史料一、五四―五頁。
- (43) 『竹橋余筆』、汲古書院、一九七六年、一一〇頁。
- (44) 『竹橋余筆』、汲古書院、一九七六年、一一〇―一頁。
- (45) 江戸幕府日記第二編之一『宝永年録』第四巻、野上出版、一九八五年、四二―三頁。
- (46) 『鸚鵡籠中記』(三)『宝永五年一〇月二七日条』(『名古屋叢書続編』第十巻、一九六八年、三五五頁)。
- (47) 『文昭院殿御実紀』宝永六年二月二日条に「先代の御時、小石川のほとりに、野鶴を畜養する処設られ、これまで毎朝徒目付見廻ることなりしが、今日よりこれをやめ、鶴をも放去らしむ」とあり、小石川放鶴場を所管していた寄合番四名が宝永五年一〇月二七日に追放刑に処せられたあと、徒目付が担当していたようにも思える(『徳川実紀』第七篇、九頁)。
- (48) 『南紀徳川史』第一冊、清文堂、四六一―三頁。

- (49) 『徳川実紀』第六篇、一三三頁。
- (50) 天明九年「大島差出帳」大島町役場蔵。
- (51) 『越谷市史』三 史料一、六七九～八〇頁。
- (52) 『国史大辞典』(吉川弘文館)「留場」の項(塚本学執筆)。
- (53) 『越谷市史』三 史料一、六七九頁。
- (54) 宝永五年まで毎年触れられた単払い触では、元禄一〇年以降いずれも「元御留場」もしくは「元留場」と表現されているが、元禄一五年五月の「寺社領及び門前町屋の飼犬猫繋ぎ令」ではなお「御鷹場」の表現がみられる(『憲教類典』(三)「内閣文庫所蔵史籍叢刊」三九、汲古書院、一九八四年、三七六頁)。
- (55) 『新訂民間省要』(村上直校訂)、有隣堂、一九九六年、四二九～三〇頁。
- (56) 『徳川実紀』第七篇、一七頁。
- (57) 『鸚鵡箴中記』(三)「宝永五年一〇月二七日条(『名古屋叢書統編』第十卷、一九六八年、四五二頁)。
- (58) 右同、四五六頁。
- (59) 『徳川実紀』第七篇、一〇四頁。
- (60) 注(53)、四五二頁。
- (61) 江戸幕府日記第二編之一「宝永年録」第五卷、野上出版、一九八六年、一九二頁。
- (62) 『新訂民間省要』(村上直校訂)、有隣堂、一九九六年、四三〇頁。
- (63) 『鸚鵡箴中記』(二)「『名古屋叢書統編』第九卷、一九六五年、一九四頁)。
- (64) 右同、一九六頁。
- (65) 注(59)、一九八頁。
- (66) 注(59)、三二四～五頁。
- (67) 『東海市史』資料編第二卷、一九七四年、二三八～四〇頁。
- (68) 『鸚鵡箴中記』(三)「『名古屋叢書統編』第十一卷、一九六八年、五一三頁)。
- (69) 『鸚鵡箴中記』(四)「『名古屋叢書統編』第十二卷、一九六九年、六六頁)。
- (70) 右同、三七四頁。
- (71) 『会津藩家世実紀』第4巻、吉川弘文館、一九七八年、五七六頁。
- (72) 右同、五九〇頁。
- (73) 注(19)に同じ。
- (74) 『会津藩家世実紀』第5巻、吉川弘文館、一九七九年、三三頁。
- (75) 右同、二七五～六頁。
- (76) 注(70)、六四三頁。
- (77) 『会津藩家世実紀』第6巻、吉川弘文館、一九八〇年、二二九～三〇頁。
- (78) 注(45)に同じ。
- (79) 注(45)、五三三頁。
- (80) 『鎌ヶ谷市史』資料編Ⅲ・上、中世・近世Ⅰ、三五三頁。
- (81) 注(65)、五八頁。
- (82) 注(16)に同じ。